

## 岡山市すこやか住宅リフォーム助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、身体的機能が低下した高齢者や重度身体障害者(以下「高齢者等」という。)が、居宅において暮らしやすい生活ができるよう住宅を高齢者等の居住に適するように改造する場合、その費用(以下「住宅改造費」という。)の一部を助成することによって、高齢者等の自立を助長するとともに、介助者の負担の軽減を図ることを目的とする。

### (助成対象者)

第2条 この事業の対象者(以下「助成対象者」という。)は、本市内に居住しており、歩行、入浴又は排泄時において一部介助又は全介助を要する状態にある者で、居住する住宅(家主の承諾が得られる借家を含む。以下同じ。)の改造工事の必要があると認められる次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号。)第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けており、身体機能の低下、身体の障害等のために日常生活を営むうえで介助を必要とする者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けた視覚又は肢体(体幹機能含む)に障害を有する者のうち、その障害の程度が1級又は2級の者で日常生活を営むうえで介助を必要とする者(65歳以上の者を除く。)
- (3) その他市長が特に必要と認める者

### (助成対象工事)

第3条 助成の対象となる工事(以下「助成対象工事」という。)は、別表第1に掲げるとおりとする。この場合において、改造工事は助成対象者が居住する住宅の浴室、洗面所、便所、玄関、廊下、階段、居室及び台所のうち、助成対象者が利用する部分に関するもので、改造工事を行うことにより助成対象者の自立が助長され、又は介助者の負担の軽減が図られるものでなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる改造工事は、助成対象工事としないものとする。ただし、住宅の新築工事後、助成対象者の身体状況が大きく変化したこと等により市長が必要と認める場合はこの限りではない。

- (1) 住宅の新築又は全面的な改築・増築工事
- (2) 住宅の購入価格に含まれる改造工事
- (3) 単に住宅を維持するだけの補修的な工事

- (4) 住宅改造費の助成申出前に着手又は完了している改造工事
- (5) 住宅の新築から3年以内に行う改造工事

#### (助成金の額)

第4条 住宅改造費の助成金の額（以下「助成額」という。）は、前条に定める助成対象工事に要する費用のうち、市長が本要綱に照らして適当と認める額に別表第2に掲げる助成対象者の区分に応じ、同表に掲げる助成率を乗じて得た額とし、助成対象者の区分が複数にまたがる場合は、助成率が高い区分とする。

2 助成額は70万円を限度とする。ただし、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費又は岡山市障害者日常生活用具給付事業実施要綱に規定する住宅改修費を受けることができる者は、助成額から20万円を減額するものとし、50万円を限度とする。

3 第1項の住宅改造費は、標準的な仕様に基づく住宅改造費を原則とし、かつ、次に掲げる費用又は福祉用具は含まないものとする。

- (1) 固定のための工事を伴わない機器等の購入に要する費用
- (2) 岡山市高齢者日常生活用具給付事業実施要綱及び岡山市障害者日常生活用具給付事業実施要綱並びに介護保険法により支給又は貸与される福祉用具

4 第1項の規定により算出した住宅改造費の助成金の額に1,000円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

#### (助成の制限)

第5条 住宅改造費の助成は、原則として当該年度の予算の範囲内において実施するものとし、次の各号のいずれかに該当し、市長が必要と認める場合を除き、助成対象者（同一世帯員を含む。）に対しては1回の助成を原則とする。

- (1) 助成対象者の身体状況が大きく変化したことにより、新たな改造工事が必要となったとき
- (2) その他新たな改造工事を必要とする特別の事情が生じたとき

#### (助成の申請)

第6条 住宅改造費の助成を受けようとする者又はその者の属する世帯の者は、すこやか住宅リフォーム助成申請書（様式第1号。以下「助成申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 住宅改造工事計画書（図面等）

- (2) 工事見積書
- (3) 借家の場合は家主の承諾書(様式第2号)又は市長が別に定める承諾書
- (4) 借家の場合は賃貸借契約書の写し
- (5) 改造前の状況を示す写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

#### (助成の決定)

第7条 市長は、住宅改造費の助成申出を受けたときは、すこやか住宅リフォーム助成事業対象者調査票(様式第3号)を作成し、助成対象者の生活状況、身体状況及び家屋状況を実地調査のうえ改造工事の必要性を検討しなければならない。

2 市長は、前項の実地調査に基づき前条の助成申請を受けたときは、助成の可否、助成額等を決定しなければならない。

3 市長は、前項により助成が適当と判断した場合は、すこやか住宅リフォーム助成決定通知書(様式第4号)を当該申請者に送付し、すこやか住宅リフォーム助成券(様式第5号。以下「助成券」という。)を施工業者に送付するものとし、助成が適当でないと判断した場合は、すこやか住宅リフォーム助成却下決定通知書(様式第6号)を申請者に送付するものとする。

#### (工事の着手)

第8条 前条の規定により助成の決定を受けた者(以下「助成利用者」という。)は、速やかに改造工事に着手しなければならない。

#### (工事内容の変更等)

第9条 助成利用者は、第7条の規定による助成の決定後に改造工事の内容、住宅改造費の額等を変更するときは、すこやか住宅リフォーム助成変更申請書(様式第7号。以下「助成変更申請書」という。)に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査のうえ、変更の可否を決定し、変更を妥当と判断した場合は、助成利用者へすこやか住宅リフォーム助成変更決定通知書(様式第8号)を送付し、施工業者に先に送付した助成券と引き換えにすこやか住宅リフォーム変更助成券(様式第9号。以下「変更助成券」という。)を送付するものとし、変更が妥当でないと判断した場合は、すこやか住宅リフォーム助成変更却下通知書(様式第10号)を助成利用者へ送付するものとする。

3 再度工事内容等の変更をする場合は、新たに助成変更申請書を提出しなければならない。

(工事完了確認)

第10条 助成利用者は、改造工事が完了したときは、速やかに市長に対して工事完了届(様式第11号)を提出し、市長は改造工事の完了状況を確認する。

(助成金の交付)

第11条 業者は、工事が完了したときは、助成券を添えて第4条に定める助成額を市長に請求するものとする。

(助成の取消し)

第12条 助成利用者は、改造工事が完了するまでの間に次に掲げる事由が生じた場合には、速やかに助成変更申請書に当該事由を確認することができる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 第2条に規定する助成対象者の要件に該当する者がいなくなったとき。
- (2) 助成対象者が住所を変更したとき(前号に該当する場合を除く。)又は行方不明のとき。
- (3) 天災地変その他やむを得ない事由により改造工事を行うことが困難になったと認められるとき。
- (4) 前各号に掲げる事由以外の事由で住宅の改造工事を取り止め、又は中止したとき。

2 市長は、前項の届出があったときは、その内容を審査のうえ、速やかに助成の取消しを決定し、助成利用者へすこやか住宅リフォーム助成決定取消通知書(様式第12号)を送付するとともに、施工業者には、助成券又は変更助成券と引き換えにすこやか住宅リフォーム助成決定取消連絡書(様式第13号)を送付するものとする。

(助成金の返還)

第13条 市長は、助成利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成の取消しを決定するとともに、既に助成金を交付しているときは、当該助成金の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成の決定を受けたとき。
- (2) 前条第1項の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により助成の取消しを決定したときは、助成利用者へ返還すべき助成金の額、返還期日等を併記したすこやか住宅リフォーム助成決定取消及び助成金返還決定通知書(様式第14号)により通知するものとする。

(助成対象者が死亡した場合の助成金の交付)

第14条 助成対象者が改造工事完了前に死亡した場合は、第12条の規定にかかわらず、助成対象者と死亡当時同居していた相続人(同居の相続人がいない場合は、その他の相続人)の請求に基づき、助成対象者が死亡した日現在の改造工事の出来高に応じて、助成金を交付することができるものとする。

2 前項の規定により助成金を交付する場合には、第4条第3項及び第9条から第12条までの規定を準用する。

3 助成対象者の相続人は、前項の規定に基づき申請等を行う場合には、助成対象者との続柄を確認することができる書類等を添付しなければならない。

(設備の維持管理)

第15条 助成利用者は、住宅改造費の助成により整備した設備(以下「改造設備」という。)については、最善の注意をもって維持管理しなければならない。

2 助成利用者が前項の注意を怠って改造設備を損壊した場合は、市長が必要と認める場合を除き、新たな住宅改造費の助成は行わないものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

2 廃止前の、平成5年8月13日市告示第232号に基づく岡山市すこやか住宅リフォーム助成申請については、この要綱に基づいて申請されたものとみなして、この要綱の規定を適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

室名	対象工事
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手摺りの取付 (階段にあつては、上階に助成対象者が利用する室がある場合)</li> <li>・床の段差解消</li> <li>・すりつけ板・スロープの取付 (取付工事を伴うもの)</li> <li>・ドア(開き戸)の引き戸、折れ戸等への取替</li> <li>・段差解消機の取付 (下肢機能低下の場合、昇降行程が最大でおおむね1.0m以内で取付工事を伴うもの)</li> <li>・固定式リフトの取付 (車いす使用の場合で取付工事を伴うもの)</li> <li>・天井走行式リフトの取付 (車いす使用の場合で取付工事を伴うもの)</li> <li>・水洗金具のレバー式又は自動式等への取替 (上肢機能低下の場合、浴槽専用水栓金具は対象外)</li> <li>・建具の取手のレバー式、棒状への取替 (上肢機能低下の場合)</li> <li>・出入口の拡幅、位置の変更 (車いす使用の場合)</li> </ul>
浴室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浴槽の取替 (浅いものへの取替、縁の低いものへの取替等)</li> <li>・浴槽の移動、向きの変更 (身体的状況においてやむを得ない場合)</li> <li>・スペースの拡大 (車いす使用の場合、増築部分対象外)</li> <li>・すのこの取付 (固定式)</li> <li>・洗い場のかさ上げ、造り替え (段差の緩和、浴槽縁の高さの調整)</li> <li>・シャワーの新設、移設</li> <li>・入浴用台の取付 (工事を伴うもの)</li> <li>・給湯設備の取替、新設 (浴槽取替かつシャワー取付に伴う給湯設備取替、新設に限る)</li> </ul>
洗面所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす対応洗面台への取替 (車いす使用の場合)</li> </ul>
便所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・便器の洋式化</li> <li>・洋式便器の脚部の補高 (便座、便器とも対象)</li> <li>・便器の移動、向き変更 (身体的状況においてやむを得ない場合)</li> <li>・温水洗浄便座の取付 (普通便座、暖房便座を取り替える場合)</li> <li>・スペースの拡大 (車いす使用の場合)</li> </ul>
玄関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土間かさ上げ、土間スロープの設置 (勾配は問わない)</li> <li>・踏み台、階段の設置 (設置工事を伴うもの)</li> </ul>

廊下	・玄関スペース、廊下幅の拡大（車いす使用者の場合）
階段	・ノンスリップの取付（上階に対象者が利用する室がある場合） ・固定式（屋内・屋外いす式）階段昇降機の設置（下肢機能低下がある場合及び上階に生活スペースがある場合（屋内のみ））
居室 台所	・床材の変更（畳の間を板の間等に張替） ・車いす対応調理台・流し台への取替、改造（車いす使用の場合） ・調理機器の移動（車いす使用の場合）
外部	・屋外スロープの設置（勾配1／12以下） ・通路の整備（段差の解消、巾1.5mまで） ・玄関までのアプローチ部分、玄関以外で助成対象者が使用する出入口及びそのアプローチ部分
備考	浴室及び便所の新設（居住建物にない場合又は身体的状況により設置が必要と判断される場合に限る。）

別表第2（第4条関係）

助成対象者	助成率
岡山市介護保険負担割合が3割の者	10分の7
岡山市介護保険負担割合が2割の者	10分の8
岡山市介護保険負担割合が1割の者	10分の9
岡山市障害者日常生活用具給付事業実施要綱第4条第1項第6号に規定する住宅改修費を受けることができる者	10分の9
生活保護法に基づく生活扶助を受けている世帯に属する者	10分の10
上記のいずれにも該当しない者	10分の10



住宅改造承諾書

私が所有している借家（住宅）については、次のとおり借主の負担と責任において改造することを承諾します。

記

1 建物の所在地

岡山市 \_\_\_\_\_

2 建物の種類、構造及び床面積

3 借主の住所・氏名

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

4 改造工事の範囲

(1) 改造箇所

(2) 改造内容

5 改造を伴う住宅の賃貸借契約期間

年 月 日 から 年 月 日

6 承諾の条件

契約期間が満了したとき、又は契約の解除による明渡しの際、原状回復が必要な場合は、借主の負担と責任において原状に復して返還するものとし、これらに伴う損害賠償の請求はしないものとする。

年 月 日

貸主・所有者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

すこやか住宅リフォーム助成事業対象者調査票

調査日 年 月 日

対象者	氏名	男・女	生年月日	大・昭・平・令	年	月	日
	住所	新築年月		TEL			
	施工場所	岡山市	年	月	所有形態	持ち家・借家	
介護保険認定	・要支援( ) 身体障害者手帳の有無 ・要介護( ) 有・無 ・自己負担割合( ) 視覚( 級) ・認定有効期間 年 月 日まで 視覚・肢体複合( 級)						
	日常生活に支障をきたしている疾病名 ( )				入院・入所		
医師から指示されている生活上の制限 ( )				機関名			
併用可能な制度について ・介護保険 ・日常生活用具 ・併用しない(すこやか単独)							
家族構成	氏名	続柄	性別	生年月日	介護者	備考	
		世帯主	男・女	大・昭・平・令	年	月	日
			男・女	大・昭・平・令	年	月	日
			男・女	大・昭・平・令	年	月	日
			男・女	大・昭・平・令	年	月	日
			男・女	大・昭・平・令	年	月	日
			男・女	大・昭・平・令	年	月	日

身体状況と日常生活動作

麻痺や筋力の低下	1. ない 2. 左上肢 3. 右上肢 4. 左下肢 5. 右下肢 6. 握力低下 7. 四肢の欠損(部位: )
関節の拘縮(可動域制限)や痛み	1. ない 2. 肩関節 3. 肘関節 4. 股関節 5. 膝関節 6. 足関節 7. その他(部位: )
歩行	1. つかまらないでできる 2. 何かにつかまればできる(何か: ) 3. 介助が必要 4. できない
移動(特に屋内)	<移動方法> A. 立位 B. 座位 C. 車いす D. その他(具体的に: ) 1. できる 2. 見守り等 3. 一部介助 4. 全介助
立ち上がり	1. つかまらないでできる 2. 何かにつかまればできる 3. 介助が必要 4. できない
洗面(調理でもよい)	1. できる 2. 見守り等 3. 一部介助 4. 全介助 5. その他( )
排泄動作	1. できる 2. 見守り等 3. 一部介助 4. 全介助 5. その他( )
入浴動作	1. できる 2. 見守り等 3. 一部介助 4. 全介助 5. その他( )
視力	1. 日常生活に支障なし 2. 日常生活に支障あり 3. 見えない

現地訪問調査確認事項

・ADL確認	<input type="checkbox"/>	←チェック	確認者職氏名	年 月 日
・対象工事箇所確認	<input type="checkbox"/>	←チェック		
・その他( )			確認年月日	年 月 日

助成対象工事

工事内容					
助成額	申請見積額 (a)	認定見積額 (b)	助成率 (c)	(d)=(b)×(c)	助成額(e)
	円	円	/	( ) 円	円
	円	円	/	( ) 円	円

生活保護世帯の確認	<input type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> 対象外	確認年月日	年 月 日
-----------	--	-------	-------





様式第6号(第7条関係)

すこやか住宅リフォーム助成却下決定通知書

岡 第 号  
年 月 日

様

岡山市長

先に申請のありましたすこやか住宅リフォーム助成につきましては、次の理由により却下いたします。

記

却下理由

-----  
-----  
-----  
-----  
-----

すこやか住宅リフォーム助成変更申請書

年 月 日

岡山市長様

申請者	氏名			対象者との続柄	
	住所	〒 -			TEL
対象者	氏名		生年月日	大・昭・平・令	年 月 日
	住所				TEL
	施工場所	岡山市			
<p>対象者・世帯員の住民基本台帳調査及び介護保険被保険者証・障害者手帳の資格調査に同意します。</p> <p>また、調査のための申請の家屋への立入調査及び登記情報確認調査に同意します。</p>					
変更理由	1 改造工事内容の変更		2 住宅改造費の変更		
	3 助成対象者要件非該当		4 助成対象者の住所変更		
変更内容	5 改造家屋の変更		6 天災地変		
	7 その他 ( )				
<p>変更理由1, 2の場合は以下を記入してください。</p> <p>また、変更後の住宅改造工事計画書(図面等)及び工事見積書を添付してください。</p>					
工事箇所及び金額	・浴室 ・洗面所 ・便所 ・玄関 ・廊下 ・階段 ・居室 ・台所 ・外部				
	変更後の見積額				円
	当初申請時の見積額				円
	差 額				円 増・減

すこやか住宅リフォーム助成変更決定通知書

申請者氏名		様		交付番号 発行年月日	岡 第 号 年 月 日	
対象者	氏名			生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	
	現住所					
	施工場所					
助成額 (助成額は千円未満切捨)	当初申請見積額	変更後申請見積額(a)	変更後認定見積額(b)	助成率(c)	(d)=(b)×(c)	助成額(e)
	円	円	円	/	(*)要綱第4条第1項、第2項より (b)×(c)>70万円⇒70万円 円	(**)実施要領第7条第4項に該当する者 (d)-20万円 円
<p>(*)住宅改造費の助成金の額は、第3条に定める助成対象工事に要する費用のうち、市長が本要綱に照らして適当と認める額に別表の助成率を乗じた額とする。 2 前項の助成額は70万円を限度とする。 (**)要綱第4条第2項に規定する助成額について、介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費または岡山市障害者日常生活用具給付事業実施要綱に規定する住宅改修費を受けることができる者は、助成額から20万円を減額するものとし、50万円を限度とする。</p>						
助成対象工事内容						
業者の名称及び所在地	名称					
	所在地					
<p>上記のとおりすこやか住宅リフォーム助成金の交付について変更決定しましたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">岡山市長</p>						
<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>先に送付したすこやか住宅リフォーム助成決定通知書は無効となります。</li> <li>再度変更する場合は新たにすこやか住宅リフォーム助成申請をしていただくこととなります。</li> <li>自己負担額は、あなたと施工業者との契約に基づき支払ってください。</li> <li>助成額については、工事が完了し、市の工事完了検査において見積書、設計書どおりに工事が完了していることを確認後、施工業者に直接支払います。</li> <li>住宅改修工事が完了したときは速やかに「すこやか住宅リフォーム完了届」(様式第11号)により福祉事務所に届け出てください。</li> </ol>						
業者が市に助成額を請求できる期限				年 月 日		

様式第9号(第9条関係)

## すこやか住宅リフォーム変更助成券

申請者氏名	様	交付番号 発行年月日	岡 第 号 年 月 日			
対象者	氏 名	生 年 月 日	大・昭・平・令 年 月 日			
	現 住 所					
	施 工 場 所					
助 成 額 (助成額は千円未満切捨)	当初申請 見積額	変更後申請 見積額(a)	変更後認定 見積額(b)	助成率 (c)	(d)=(b)×(c)	助成額(e)
	円	円	円		(*)要綱第4条第1項、第2項より (b)×(c)>70万円⇒70万円 円	(**)実施要領第7条第4項に該当する者 (d)-20万円 円
<small>(*)住宅改修費の助成金の額は、第3条に定める助成対象工事に要する費用のうち、市長が本要綱に照らして適当と認める額に別表の助成率を乗じた額とする。 2 前項の助成額は70万円を限度とする。 (**)要綱第4条第2項に規定する助成額について、介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費または岡山市障害者日常生活用具給付事業実施要綱に規定する住宅改修費を受けられることができる者は、助成額から20万円を減額するものとし、50万円を限度とする。</small>						
助 成 対 象 工 事 内 容						
業者の名称 及び所在地	名 称					
	所 在 地					
上記のとおりすこやか住宅リフォーム助成金の交付について変更決定しましたので通知します。  年 月 日 岡山市長						
注意事項 先に送付したすこやか住宅リフォーム助成券は無効となります。						
上記助成金については 受任者住所 受 任 者 名 に請求及び受領の権限を委任します。  年 月 日 申請者 住所 氏 名						
業者がこの券を市に提示し、助成額を請求できる有効期限					年 月 日	

様式第10号(第9条関係)

すこやか住宅リフォーム助成変更却下通知書

岡 第 号  
年 月 日

様

岡山市長

先に申請のありましたすこやか住宅リフォーム助成変更につきましては、次の理由により却下いたします。

記

却下理由

-----  
-----  
-----  
-----  
-----

様式第11号(第10条関係)

## すこやか住宅リフォーム工事完了届

年 月 日

岡山市長 様

助成申請者	住所	
	氏名	
助成対象者	住所	岡山市
	氏名	

年 月 日付け岡 第 号で決定通知のありました「すこやか住宅リフォーム助成」の改造工事が完了しましたので報告します。

記

工事完了年月日 年 月 日

※ 添付書類 完工写真

様式第12号(第12条関係)

すこやか住宅リフォーム助成決定取消通知書

岡 第 号  
年 月 日

様

岡山市長

年 月 日付け岡 第 号であなたにすこやか住宅リフォームの助成を決定しましたが、下記の理由により助成決定を取り消します。

記

取消理由

-----  
-----  
-----  
-----  
-----

様式第13号(第12条関係)

すこやか住宅リフォーム助成決定取消連絡書

岡 第 号  
年 月 日

様

岡山市長

年 月 日付け岡 第 号で申請者 へ  
すこやか住宅リフォームの助成を決定しましたが、下記の理由により助成決定を取り消  
しましたので、お知らせします。

記

取消理由

-----  
-----  
-----  
-----  
-----

様式第14号(第13条関係)

すこやか住宅リフォーム助成決定取消及び助成金返納通知書

岡 第 号  
年 月 日

様

岡山市長

年 月 日付け岡 第 号であなたにすこやか住宅リフォームの助成を決定しましたが、下記の理由により助成決定を取り消します。  
ついては、下記に記載の助成金額を指定の期日までに返納してください。

記

取消理由

-----  
-----  
-----  
-----  
-----

返 納 命 令 額	円
返 納 期 限	年 月 日